

令和２年度予算編成方針

１ 日本経済の状況及び国の動向

日本経済は、輸出を中心に弱さがみられるものの、雇用・所得環境の改善が続く、企業収益が高水準で推移する中、個人消費や設備投資が増加傾向で推移するなど、緩やかな回復が続いている。また、今後についても、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、内需を中心とした景気回復が一層期待されている。

国の令和２年度予算の概算要求は、「骨太方針 2019」で示されたとおり「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することを基本方針としている。

地方財政における一般財源総額（水準超経費を除く）は、61.7 兆円（対前年度比 1.7%増）と令和元年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する概算要求が行われており、地方交付税については財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとされている。

２ 本市の財政見通し

山陰の景気は、生産活動には弱い動きがみられるものの、個人消費に持ち直しの動きがみられ、設備投資が高水準で推移するなど、基調としては緩やかに持ち直しているとされている。令和元年度の市財政は、当初税収の見込みは確保できる見通しではあるが、歳出において、公共施設の維持補修費や扶助費の増大、地方創生を更に進める施策展開など、追加経費への対応に迫られており、厳しい財政運営が続いている。

令和２年度の本市の一般財源は、地方交付税の合併算定替の縮減による大幅な財源不足が見込まれる中、会計年度任用職員制度導入によって人件費負担が増加するとともに、新庁舎整備等により投資的経費が増大する状況にある。また、地方創生の取組については、今年度策定する「第２次総合戦略」に基づき、より一層の推進が求められる。併せて、幼児教育・保育の無償化などの新制度により生まれた財源を活用し、最大限効果を発揮するよう施策展開しなければならない。これらのことから、既存事業については、事業の効果を見極め、大胆な見直しを行っていく必要がある。

したがって、国の予算編成と同様、歳出は徹底した見直しを基本とし、公共施設の適正化などの行財政改革を一層進め、地方債残高の縮減による公債費負担の軽減を継続し、財政の健全化と財源の重点配分により、将来を見据えた予算編成を行うこととする。

3 予算編成の基本的な考え方

(1) 予算の優先的・重点的な配分

今年度策定する「松江市まち・ひと・しごと創生《第2次総合戦略》」に掲載予定の事業、及び「松江市子育て支援新パッケージ（※）」該当事業については、優先的・重点的な予算配分を行う。

ただし、財源には限りがあるため、事業の効果・予算の効率性を熟考の上、要求を行うこと。（既存事業は成果を検証し、費用対効果を見極めた上で効果の少ない事業は抜本的な見直しを行うこと。）

【対象事業】以下の二項目以上を満たす事業とする。

- ・「松江市まち・ひと・しごと創生《第2次総合戦略》」該当事業
- ・「松江市子育て支援新パッケージ」該当事業
- ・オータムレビュー検討事業
- ・プロジェクト会議検討事業

<※松江市子育て支援新パッケージ>

幼児教育無償化により市の負担軽減となった財源5億円を活用し、子育て世代への妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援を行うことにより、安心して子どもを産み育てることができる環境を一層充実させる。

具体的には、総合戦略の目標に掲げた年間出生数2,000人の達成に繋がる、「子育て世代の負担軽減」、「教育環境の充実」、「子どもの生活に直結した安心安全なまちづくり」等の、新規・拡充（恒久的なものを含む）事業への予算配分を想定している。

(2) 自立した財政運営を目指した行財政改革

令和2年度には地方交付税の合併算定替えが終了となり、トータルで30億円近くの一般財源が減少となる等、引き続き厳しい予算編成を余儀なくされている。

本市の中期財政見通しにおいては、歳入の減少と増え続ける社会保障費、新庁舎建設の本格着手や会計年度任用職員制度の導入等により財政状況は厳しさを増す一方であり、より一層の財政健全化に向けた取組が必要となっている。従って、職員一人ひとりがコスト意識を持ちながら、特に効果の薄い事業のスクラップを積極的に行うなど、不断の行財政改革に取り組み、自立した財政運営を目指していかなければならない。

(3) 国の動向について

国の方針として10月からの消費税率の引き上げにあたり、需要変動の影響の程度や、経済状況等によっては、臨時・特別の措置を講ずることとされていること等から、国の動向について注視し、予算編成過程の中で柔軟に対応できるように努めること。

4 予算編成の留意事項

予算要求にあたり、下記事項に特に留意願いたい。

(1) 第2次総合戦略該当事業における予算要求について

令和2年度は第2次総合戦略の計画初年度にあたることから、該当事業についてはできることから速やかに取り組む必要があるが、要求にあたっては、「共創」の理念のもと、実施スケジュールや経費負担、実施主体の責任・役割などについて関係団体等との調整を十分に行った上で要求を行うこと。

(2) 各種統計データに基づいた効果的な予算要求について

事業を実施する目的を明確にした上で、各種統計データを分析・活用し、効率的・効果的な施策となるよう予算要求を行うこと。

(3) 事業効果の明確化

行政マネジメントシステム（かなび）を活用し、PDCAサイクルに基づき、政策的な事業において事業効果を明確にすること。

（かなびで作成する「主要事業調書（予算要求資料）」は、市長査定資料として活用する予定）

(4) 不要な事業のスクラップの徹底

厳しい財政状況から、令和2年度の一般財源については、今年度当初予算と比べて配分額を減額せざるを得ない状況であり、限られた財源の中で新規事業や重点施策を取組むためには、既存事業のスクラップが必須である。

よって、令和2年度予算編成一般財源配分額を超える場合は、部局内にて再度の見直し・調整を行い、既存事業のスクラップにより要求額を抑制すること。

※以下に掲げる内容を中心に、積極的に事業をスクラップすること。

①「(3) 事業効果の明確化」において事業効果のあがらないもの

② 令和元年度当初予算において「廃止・縮小検討」として内示した事業、及び、二次予算要求時に「優先度C」とした事業

③ 行政改革推進課及び政策企画課が集約する「事務事業見直し」、「スクラップ事業（H30 オータムレビュー、R1 サマーレビュー）」や財政課の査定において「見直し対象」とした事業については、必ず事業見直しを行い、削減額に反映させること。

(5) 中核市としての事務事業に関する経費

中核市として実施する事務事業については、平成30年度決算額を踏まえ、関係部署または関係機関と協議・調整の上、必要経費を再度精査して要求を行うこと。

(6) 決算特別委員会審査意見の反映

決算特別委員会審査意見を参照し、必要な見直し等を行った上で予算要求すること。

(7) 類似施策等の重複・排除、大胆な見直し

総合戦略における同一プロジェクト事業など各部局が連携して取り組むべき施策については、縦割りの考え方にとらわれることなく、関係課での連絡調整を密に行い、要求内容を整理・統合し、効率的・効果的な事業実施が可能な予算要求を行うこと。

(8) 将来負担の軽減

今後の安定的な財政運営のため、財政指標の改善、普通建設事業の平準化、市債・臨時財政対策債の発行抑制、繰上償還に取り組むこととする。

(9) 会計年度任用職員の適正化

会計年度任用職員が従事する業務を十分に把握した上で、業務の効率化に努め、職員の人数、任用期間及び任用形態を検証し、適正な人員配置とすること。

また、要求にあたっては、事前に総務部と調整された組織・機構の人役配置の範囲内での要求とすること。

(10) 公共施設のあり方

公共施設にかかる管理運営費や老朽化等による維持補修費が財政を圧迫する事態となっている。「公共施設適正化基本計画」に基づき、効率的な運営管理を検討するとともに、公共施設としての必要性や施設の統廃合、あるいは集約化・複合化・長寿命化を含めた再編の可能性等も十分検討した上で予算要求を行うこと。（近年財政措置上有利な起債メニューが創設された。）

なお、適正化方針が未定の施設にあっても、施設運営の効果が極端に少ないものは当面休止とするなど、出来る限りコスト削減に努めること。

(11) 特別会計及び公営企業会計に関する事項

特別会計の予算要求及び公営企業会計の予算原案の作成にあたっては、一般会計に準じて行うこととし、当該会計設定の趣旨にのっとり、経営改善の徹底、諸料金の適正化に努め、健全経営の確立を図ること。

一般会計からの繰入金や補助費等に関する事業費は、総務省が定める繰出基準を原則として、収支状況や経営プラン等を踏まえ、適切な額を要求すること。

また、公立病院の集中的な改革や水道、下水道の広域化等、国の施策に注視しながら、将来に向けた経営改革に取り組むこと。

(12) 目的税の明確化

入湯税や都市計画税などの目的税は、特定の目的を達成するため課税されていることから、その用途を明らかにすることを方針としている。

(13) 有効な特定財源活用の徹底

特に地方創生関連交付金等、国県補助金や財政措置上有利な起債、特定目的基金の充当、活用可能な諸収入等を研究し、事業を行うための財源を確保すること。

国及び県の補助事業等については、関係機関と連携を密にするなどの確な情報収集に努め、漏れがないよう徹底すること。また、国や県の予算削減に伴い、補助事業が廃止または縮減されたものについては、事業の必要性・効果を改めて検証し、一般財源で肩代わりすることの無いよう、原則として事業の見直しを行うこと。

(14) 外郭団体に関する事項

市が人的、財政的関与を行っている外郭団体については、財政健全化法の対象となることに留意し、積極的かつ計画的に市関与の見直しを進めること。

また、団体の組織・人員のあり方を検討し、団体が真に必要な事業を行っているか、財政的自立のための経営努力を行っているかなどの観点から、市の財政支出の見直しを行うこと。

(15) 事業計画等の調整

個別事業の計画策定にあたっては、総合計画の実施計画及び各種事業計画（プラン）に留意すること。

(16) 使用料及び手数料の見直し

令和元年度に料金改定を行ったものについては、歳入予算要求において適切に見込むこと。また、改定を予定していない料金についても、「公共施設使用料設定の基本方針」に基づき、受益者負担の適正化の観点から、実現可能なものから使用料及び手数料を見直すこと。

(17) 固定資産台帳の活用

平成 28 年度決算分から地方公会計制度に基づく財務諸表を作成しており、固定資産台帳の整備を行った。各課で所管する資産については、この固定資産台帳を十分活用し、投資、更新、維持補修等の予算要求を行うこと。
（固定資産台帳は、ファイル管理－財政課－公会計に掲載。）

(18) 業務自動化による生産性向上について

スマート自治体への転換による業務の効率化を図る観点から、AI（人工知能）や定型的なパソコン操作業務の RPA（ソフトウェアロボットによる業務自動化の取り組み）の活用を検討すること。また、効果が見込まれる業務については、行政改革推進課と協議の上、実装に向けた調整に着手し、必要な経費を要求すること。

なお、A I、R P Aの内容によっては、市全体で導入の検討をした方が効率的なものもあると想定されるため、具体的な検討に着手する前に行政改革推進課に相談すること。

予算要求基準の設定

令和2年度は、以下の基準により要求すること。

<基本的要求基準>

I 【重点的事業】 ※一般財源で7億円を準備

(例年の新規事業枠2億円＋子育て支援新パッケージ5億円)

重点的事業は、所要額を要求とする。

① 新規事業

② 継続事業（財政課指定事業のみ）

重点的事業は、以下の二項目以上を満たす事業とする。

- ・「松江市まち・ひと・しごと創生《第2次総合戦略》」該当事業
- ・「子育て支援新パッケージ」該当事業
- ・オータムレビュー検討事業
- ・プロジェクト会議検討事業

<※松江市子育て支援新パッケージ>

幼児教育無償化により市の負担軽減となった財源5億円を活用し、子育て世代への妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援を行うことにより、安心して子どもを産み育てることができる環境を一層充実させる。

具体的には、総合戦略の目標に掲げた年間出生数 2,000 人の達成に繋がる、「子育て世代の負担軽減」、「教育環境の充実」、「子どもの生活に直結した安心安全なまちづくり」等の、新規・拡充（恒久的なものを含む）事業への予算配分を想定している。

II 【重点的事業以外の新規事業】

重点的事業以外の新規事業は、既存事業のスクラップ等による調整を行い、令和2年度予算編成一般財源配分額の範囲内（既存事業を含む）で要求すること。

III 【既存事業】

- ① 以下の対象事業については、令和2年度予算編成一般財源配分額の範囲内での要求とし、部局内で調整を行い厳守すること。

- ・ハード事業
- ・ソフト事業 …R 元当初比△5%で配分
- ・扶助費
- ・特別会計繰出金
- ・施設等管理運営費 …R 元当初比△1%で配分
- ・その他経常的経費 …R 元当初比△1%で配分

※ただし I、II、IIIともハード事業は、中期財政見通しで示す事業及び事業費（起債額・一般財源額）の範囲内で要求すること。

※R 元年度に重点的事業として要求した事業を R2 年度も継続して要求する場合は、原則として臨時的経費（ハードまたはソフト事業）として一般財源配分額の範囲内で要求すること。

- ② 令和元年 7 月 31 日付け財第 59 号「令和 2 年度当初予算編成に向けた準備作業について（通知）」により回答した「当初予算見直し調書」において、令和元年度当初予算より減額可能とした事業については、必ず減額要求すること。

また、行政改革推進課及び政策企画課が集約する「事務事業見直し」、「スクラップ事業（H30 オータムレビュー、R1 サマーレビュー）」や財政課の査定において「見直し対象」とした事業については、必ず事業費見直しを検討のうえ、削減額に反映させること。

上記内容を反映させてなお、令和 2 年度予算編成一般財源配分額を超える場合は、部局内にて再度の見直し・調整を行い、要求額を抑制すること。

- ③ 公営企業繰出金は、総務省が定める繰出基準を原則として、独自ルール分は見直すこと。また、基準内繰出においても、収支状況や経営プラン等を踏まえ、適切な額を要求すること。

IV【優先度の設定】

二次予算【臨時的経費（ハード事業、ソフト事業）】の要求については、事業毎に優先度の高いものから A、B、C の区分けを行い要求すること。ただし、区分が偏ることの無いよう、各部局内の要求事業件数に対して以下の割合を基本に区分けすること。

〔 A : 3 割
B : 5 割
C : 2 割